

社会福祉法人朝日町社会福祉協議会役員等報酬及び 費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日町社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬並びに評議員の費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の号に掲げる用語の意味は、各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 費用弁償とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。報酬額は別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が執務のため、役員会等に出席した場合、別表2に定める額を費用弁償として支給する。

2 役員等が本会の職務のため旅行した場合は、前項の規定にかかわらず旅費規程に準じて旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1

役 職	報 酬 額	備 考
会 長	月額10,000円	月8日以上出勤

別表2

区 分	費 用 弁 償
理事、監事、評議員	1,000円